

## 第1章 総則

### 第1条

この幼稚園は、仙台YMCAの目的にもとづき、キリスト教保育を基本として、学校教育法第22条及び23条に従って幼児を保育し適当なる環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

### 第2条

この幼稚園は仙台YMCA幼稚園という。

### 第3条

この幼稚園の位置を宮城県仙台市青葉区立町9番7号に置く。

### 第4条

この幼稚園に入園できるものは、満3才から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

### 第5条

この幼稚園の定員を120名とし、満3歳から4歳までの組と満4歳から5歳までの組と満5歳から6歳までの組に分ける。

## 第2章 保育年限 保育期及び休園日

### 第6条

この幼稚園の保育年限は1年、2年及び3年とする。

### 第7条

1年を次の3期に分ける。

第1保育期 4月1日から8月31日まで

第2保育期 9月1日から12月31日まで

第3保育期 1月1日から3月31日まで

### 第8条

本園の休園日は次のとおりとする

(1)日曜日

(2)国民の祝日に関する法律に規定する日

(3)夏季休業 7月21日より8月24日まで

(4)冬季休業 12月21日より1月9日まで

(5)春季休業 3月21日より4月9日まで

(6)世界YMCA記念日

(7)学校5日制による毎月第2、第4土曜日を休園とする。

(8)3年保育年少組は、毎週土曜日を休園とする。

### 第9条

始業及び終業時刻は午前9時より午後1時30分までとする。但し、季節により多少変更することがある。

### 第3章 教育課程、保育時数及び教職員組織

#### 第10条

教育内容はキリスト教、健康、社会、自然、言語、音楽リズム、絵画製作等である。

#### 第11条

1日の保育時数は4時間とし、第10条に従い保育する。

#### 第12条

この幼稚園に次の教職員を置く。

- (1)園長
- (2)教職員4名以上
- (3)園医1名
- (4)事務職員
- (5)園長は園務を処理し、所属職員を置く

### 第4章 入園、退園、休園、修了及び褒賞

#### 第13条

入園については園長の許可を要する。

#### 第14条

入園しようとするものは、所定の申込書に申込金を添えて提出するものとする。

#### 第15条

休園または退園しようとするものは、その理由を記入して保護者から園長に届け出るものとする。

#### 第16条

この幼稚園所定の保育課程を修了したものには、修了証書を授与する。

#### 第17条

心身の発達著しく、他の模範となるものは、これを褒賞することがある。

### 第5章 保育料及び入園料

#### 第18条

- 第 18 条 保育料は所得に応じて、園児が居住する市町村が定める額とする。
- 2 在籍者は出席の有無にかかわらず、毎月 15 日までにその月分を納入しなければならない。
  - 3 正当な理由がなく、保育料を所定の期日までに納入しなかったときは、退園させることがある。
  - 4 保育料は、別に定めるところによりその全部又は一部を免除することがある。

#### 第19条

第 20 条 入園準備手数料は 30,000 円、施設維持費は 1 年保育 20,000 円、2 年保育 35,000 円、3 年保育 50,000 円とし、入園許可の際納入しなければならない。

申込金は 3,000 円とし、願書提出の時に納入しなければならない。

#### 第20条

第 20 条 既納の入園準備手数料は、理由の如何にかかわらず返還しない。

### 附則

- 1 この園則は昭和 17 年 6 月 28 日から実施する。
- 2 この園則に必要な細則は園長が定める。
- 3 この園則は昭和 44 年 11 月 4 日に一部改正した。
- 4 この園則中、名称に関する規程については昭和 55 年 4 月 1 日から、休園日に関する規程については平成 5 年 9 月 1 日から、定員及び保育年限に関する規程については平成 7 年 4 月 1 日から、入園準備手数料、施設維持費、申込金に関する規程及び保育料に関する規程については平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

### 附則

この園則は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。(第 20 条一部改正)